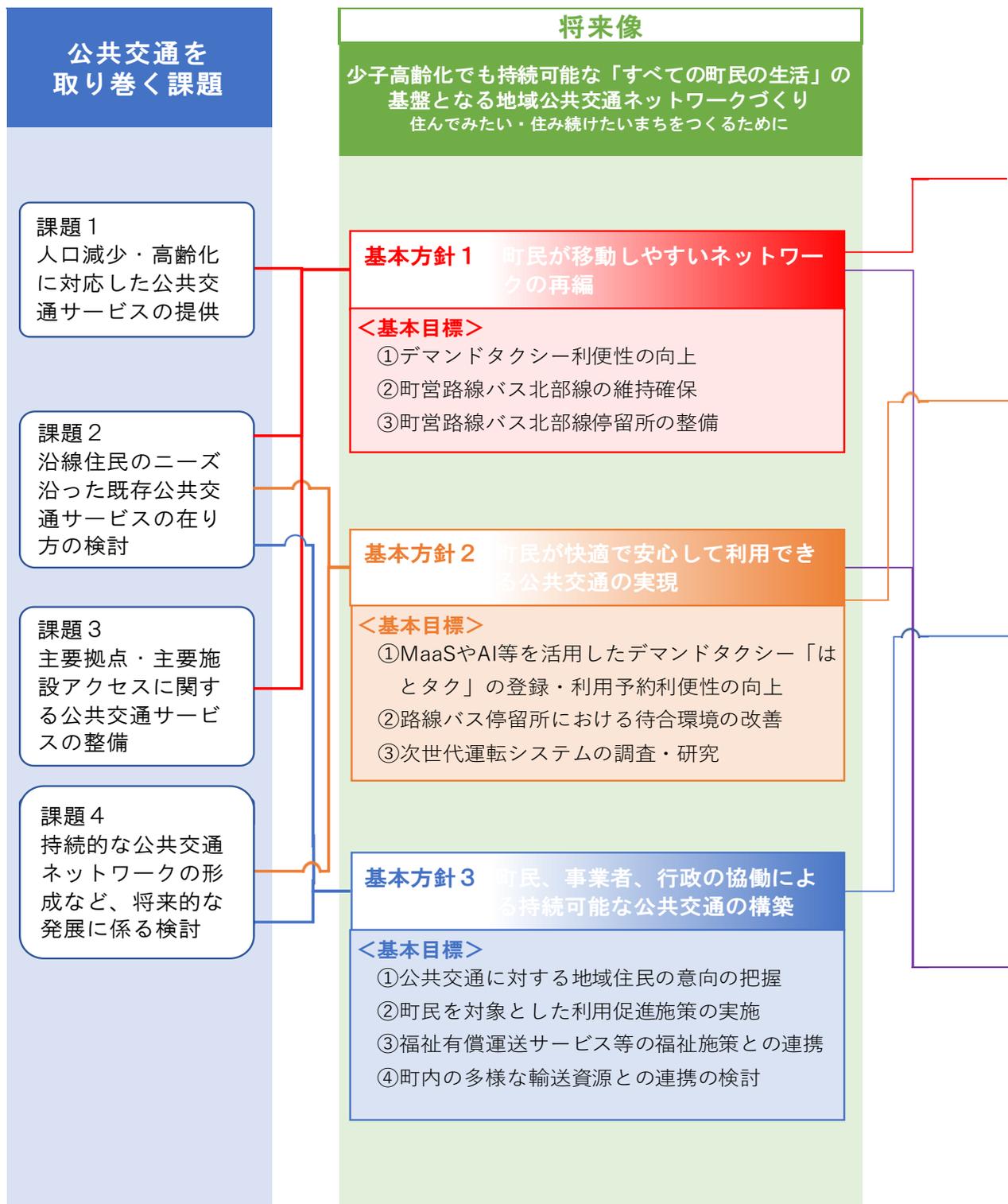
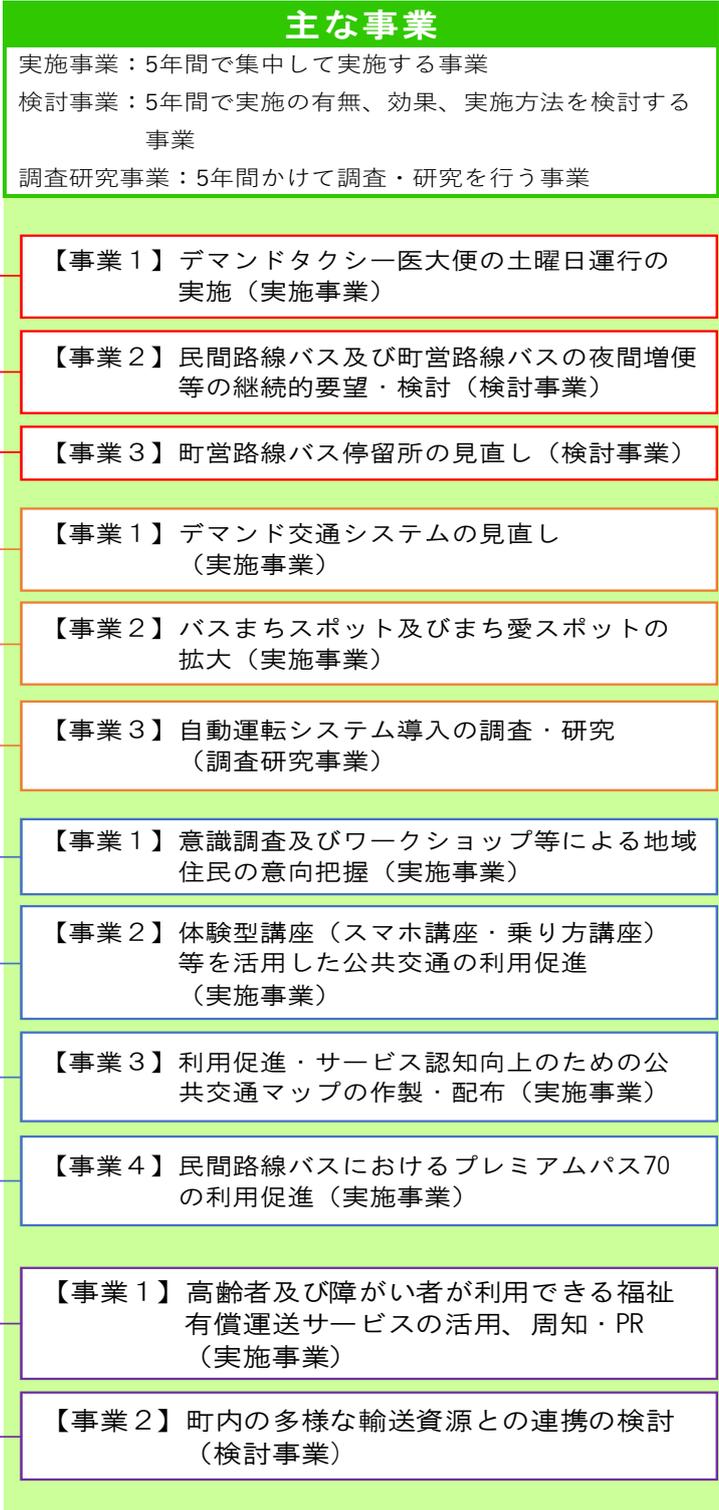
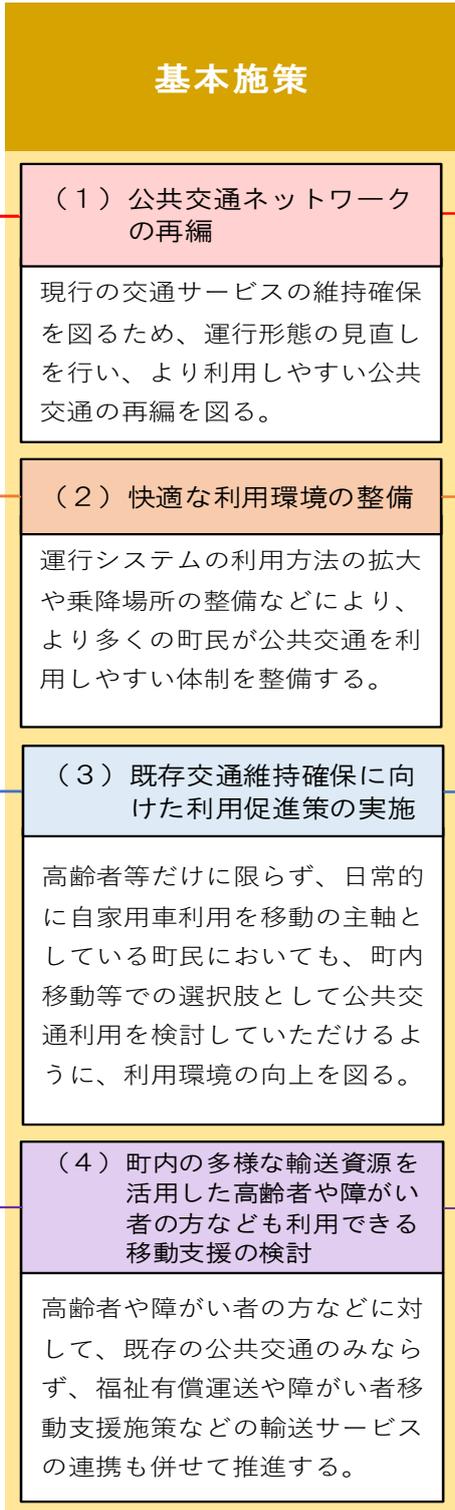


# 第4章 目標達成に向けた施策

## 4.1 施策体系図

公共交通を取り巻く課題の解決と、将来像・基本方針・基本目標の達成を目的として、基本施策、事業については、以下のものを位置付ける。なお、実施期間に依りて優先度や取組内容を明確にすべく、実施事業、検討事業、調査研究事業の3種に分類を行っている。





## 4.2 施策の具体内容

各施策の具体的な内容を以下のとおり示す。なお、5年間で集中して実施する事業を「実施事業」、5年間で実施の有無、効果、実施方法等を検討する事業を「検討事業」、5年間かけて調査・研究する事業を「調査・研究事業」とする。

### （基本施策1）公共交通ネットワークの再編

現行の交通サービスの維持確保を図るため、運行形態の見直しを行い、より利用しやすい公共交通の再編を図る。

【事業1】デマンドタクシー医大便の土曜日運行の実施（実施事業）					
概要	<p>町内全域を運行しているデマンド交通『はとタク』は、町内・町外にアクセスができる重要な交通手段となっている。</p> <p>また、隣接する毛呂山町の埼玉医科大学病院への乗り入れを行っており、地域住民の通院手段として利用されている。</p> <p>このような中、町内便については土日運行を令和4年度から開始したが、現在、医大便は平日のみの運行となっている。埼玉医科大学病院は土曜日の診療もあるため、医大便の土曜日運行を求める住民や町議会からの要望も出ている。</p> <p>このため、住民の通院ニーズに対応のため、土曜日の医大便の運行の実施について、関係者と協議する。</p>				
					
実施主体	鳩山町、交通事業者、施設管理者				
取組みスケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	新体制での運行に向けた検討・準備	埼玉医科大学病院（毛呂山町）への土曜日運行実施			
			評価・検証（適宜実施）		

【事業2】民間路線バス及び町営路線バスの夜間増便等の継続的要望・検討  
(検討事業)

概要

町内の民間路線バス及び町営路線バスなど、既存のバス路線は、通勤・通学、私事など日常生活に欠かせない移動手段であり、町内と近隣市町にある鉄道駅との移動に多数の方が利用されている。

しかし、新型コロナウイルスによる影響からの利用者数の減少、運転手の高齢化による担い手不足、令和6年4月に働き方改革関連法の施行猶予期間が終了することによる運行形態の見直し(2024年問題と言われる、ドライバーの時間外労働の規制強化)など、今後民間路線バス及び町営路線バスの運行について、益々厳しい状況になることが想定される。

このように、交通事業者は運転手確保に苦慮している状況ではあるが、交通事業者と調整し、バスの便数等の維持・確保を図っていくとともに、夜間増便等の実施について継続的に要望及び検討していくものとする。



実施主体

鳩山町、交通事業者

取組みスケジュール

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
民間路線バス及び町営路線バスの夜間増便等の実施に対する継続的関係者と協議・検討				
評価・検証				

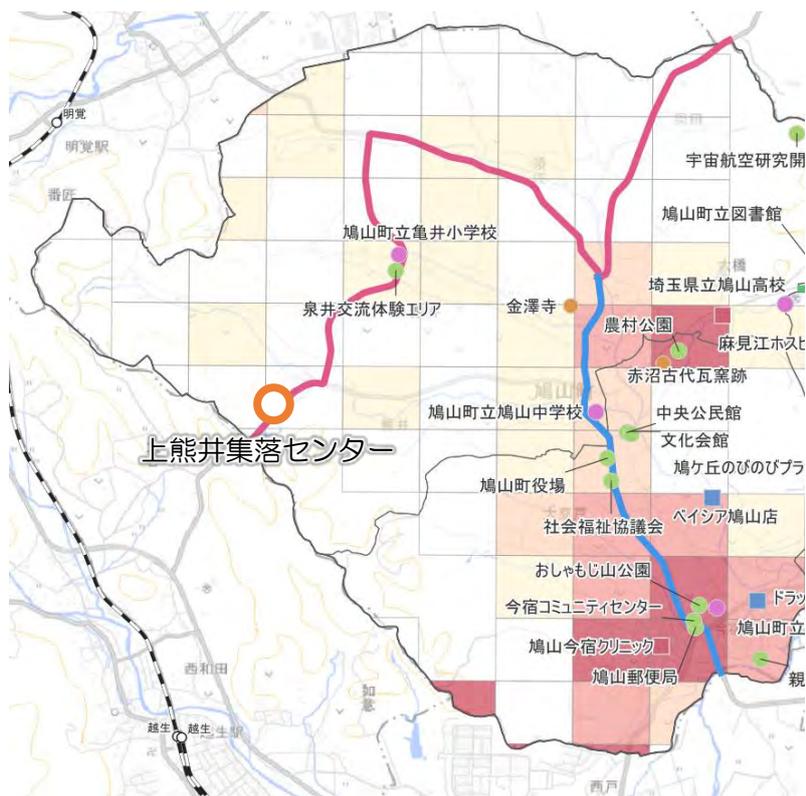
### 【事業3】町営路線バス停留所の見直し（検討事業）

#### 概要

本町の町営路線バス北部線は、公共交通空白地域である北部地域を中心に走る定時定路線型交通である。しかし、沿線住民の利用は、徐々に増えているもののあまり多くない状況である。

これを踏まえて、沿線住民に対する利便性向上を図るため、地域から要望のあった、上熊井集落センター周辺における停留所の設置を検討する。

また、デマンドタクシー「はとタク」と町営路線バス北部線の連携など、沿線住民の移動ニーズを踏まえた対応を検討する。



#### 実施主体

鳩山町、交通事業者

#### 取組みスケジュール

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実施に向けて関係者と協議				検討結果に応じて施策の実施
				評価・検証

## （基本施策2）快適な利用環境の整備

運行システムの利用方法の拡大や乗降場所の整備などにより、より多くの町民が公共交通を利用しやすい体制を整備する。

### 【事業1】デマンド交通システムの見直し（実施事業）

<p>概要</p>	<p>鳩山町デマンドタクシーで現在利用しているシステムでは、登録に関して、指定された様式で申請し、予約センターの職員がシステムに直接入力する方法となっている。このため、デマンドタクシーを利用するのに時間がかかり、利用者から改善を求める声が出ている。</p> <p>このため、利用したい方がすぐに予約し、デマンドタクシーを利用できるように、スマートフォンなどを利用して簡単に登録処理ができるように現在の運用システムを見直すものとする。</p> <p>併せて、デマンドタクシーの運行状況がスマホから確認できるようにすることなどにより、利用者の利便性向上が図れるシステムの見直し、あるいは新規システムの入替えを実施する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>さいたま市「みそのREDタクシー」で採用されているアプリ予約イメージ</p> </div>				
<p>実施主体</p>	<p>鳩山町、交通事業者</p>				
<p>取組みスケジュール</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>	<p>令和9年度</p>	<p>令和10年度</p>
<p>新システム導入に向けた関係者との協議・検討</p>			<p>新システムの導入・運用</p>		
			<p>評価・検証（適宜実施）</p>		

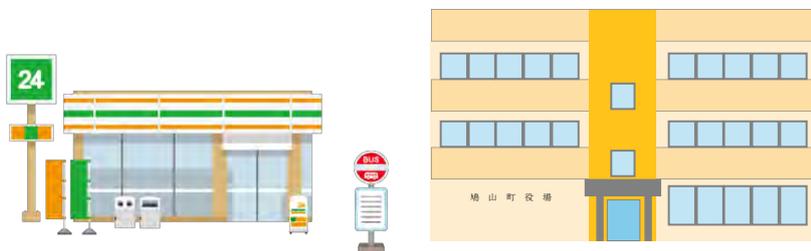
【事業2】バスまちスポット及びまち愛スポットの拡大（実施事業）

「バスまちスポット」は、バスの停留所の近く（概ね 50m圏内）で、バスを気軽に待つことができる施設であり、「まち愛スポット」はバス停留所まで歩くときに休憩できる施設（概ね 500m圏内）である。  
 現在、町内には大橋停留所1か所（大橋バス待合所）バスまちスポットを設置しているが、公共施設や商店（コンビニ）など設置場所を拡大することで、バス利用者の待合環境の向上を図るため、「バスまちスポット」及び「まち愛スポット」の整備・拡大を実施する。



概要

※バスまちスポット（左）（バス停周辺のコンビニ等の施設にて、上記ステッカーを掲示する。バス利用者の待合利用ができるように、商店等と連携して実施する。）  
 ※まち愛スポット（右）（バス停留所までの公共施設等の施設にて、上記ステッカーを商店等との連携も含めて実施する。）



対象施設イメージ（コンビニ、公共施設等）

実施主体

鳩山町、交通事業者

取組みスケジュール

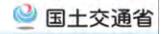
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実施箇所の検討		設置・周辺施設の活用を適宜開始			
		評価・検証（適宜実施）			

【事業3】自動運転システム導入の調査・研究（調査研究事業）

概要

自動運転（自動走行）システムとは、運転操作が自動化される車である。  
 運転手の担い手不足などの課題に対応するため、自動運転システムを導入している先進自治体等を調査・研究し、次期計画策定時までには、自動運転（自動走行）システムの導入の有無を検討する。

自動運転車両の呼称



- ASV推進検討会（※）において合意する名称は、市場で販売される自動車についてユーザーが機能やその限界等を正しく理解し適切な運転操作等を行うよう促すことを意図したもの。
- このため、その対象範囲は、自動車メーカーが、消費者に対して、具体的な車種について広報・宣伝を行う際に使用する資料（テレビCM、新聞・雑誌の広告、パンフレット等）を想定。

（※）自動運転の実現に必要なASV（先進安全自動車）技術について、開発・実用化の指針を定めることを念頭に具体的な技術の要件等について検討する産学官の有識者・関係者で構成される検討会。 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/documents.html>

レベル	自動運転レベルの概要	運転操作※の主体	対応する車両の名称
レベル1	アクセル・ブレーキ操作またはハンドル操作のどちらかが、部分的に自動化された状態。	運転者	運転支援車
レベル2	アクセル・ブレーキ操作およびハンドル操作の両方が、部分的に自動化された状態。	運転者	
レベル3	特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態。ただし、自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合には、運転操作を促す警報が発せられるので、適切に対応しなければならない。	自動運行装置（自動運行装置の作動が困難な場合は運転者）	条件付自動運転車（限定領域）
レベル4	特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態。	自動運行装置	自動運転車（限定領域）
レベル5	自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態。	自動運行装置	完全自動運転車

※ 車両の操縦のために必要な、認知、予測、判断及び操作の行為を行うこと



和光市の自動運転バス車両  
 （和光市資料）

国土省が提示している自動運転の導入段階。  
 現段階では、主にレベル2での実証実験が一部地域で行われている。

実施主体

鳩山町、交通事業者

取組みスケジュール

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
自動運転システムの導入先先行事例の調査研究				技術内容、導入経費、運行経費等を検討し、次期計画策定時に検討

### （基本施策3）既存交通維持確保に向けた利用促進策の実施

高齢者等だけに限らず、日常的に自家用車利用を移動の主軸としている町民においても、町内移動等での選択肢として公共交通利用を検討していただけるように、利用環境の向上を図る。

【事業1】意識調査及びワークショップ等による地域住民の意向把握（実施事業）					
概要	<p>町民を対象にした意識調査の実施し、今後の本町の公共交通施策についての、町民ニーズや満足度などを把握する。</p> <p>また、町民を対象にしたワークショップを開催し、町民参加による公共交通施策を検討する機会を設けるとともに、町民ニーズを把握する。</p>				
実施主体	鳩山町、地域住民等				
取組みスケジュール （回数・時期は状況に応じて要検討）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	実施箇所・内容の検討			実施	結果を施策検討に反映 （次期計画策定時に検討）
				評価・検証 （適宜実施）	

【事業2】体験型講座（スマホ講座・乗り方教室）等を活用した公共交通の利用促進（実施事業）					
概要	<p>高齢者の免許返納を促すなど、町の既存イベントなどと協働で、公共交通の利用促進を図る事業（イベント・広報等）を実施する。</p> <p>特に、現在利用の少ないデマンドタクシーのオンライン予約について、現在、町で実施しているスマホ講座などで、実際にデマンドタクシーの予約システムの操作方法など（キャッシュレスシステムなど）を学習していただき、利用促進を図る。</p>				
実施主体	鳩山町、交通事業者				
取組みスケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	適宜実施				
	評価・検証（適宜実施）				